

# 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案について (概要)

令和 6 年 7 月  
経済産業省  
国土交通省

## I. 背景

- 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）等において、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）を段階的に引き上げていくこととされていることを踏まえ、令和6年6月3日に、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会において、300㎡以上2,000㎡未満の中規模非住宅建築物に係る省エネ基準の引上げについて方針が示されたところである。
- これを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）について、所要の改正を行う。

## II. 改正の概要

- 現行の基準省令第3条第1項において、非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分という。以下同じ。）の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値としている。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$$

$E_{ST}$	基準一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
$E_{SAC}$	空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
$E_{SV}$	空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
$E_{SL}$	照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
$E_{SW}$	給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
$E_{SEV}$	昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
$B$	規模及び用途に応じて別表第一に掲げる非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
$E_M$	その他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 非住宅部分の床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000㎡以上の大規模非住

宅建築物については、現行の基準省令別表第一において、用途に応じて基準一次エネルギー消費量から 15～25%以上の削減を求めているのに対し、床面積の合計が中規模非住宅建築物については、当該削減を求めているところ。

- 今般、下記の通り別表第一を改正し、非住宅部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上である中規模非住宅建築物についても、大規模非住宅建築物と同様に、用途に応じて基準一次エネルギー消費量から 15～25%以上の削減を求めることとする。

非住宅部分の規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
非住宅部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上（改正前：2,000 m <sup>2</sup> 以上）	事務所等	0.8
	ホテル等	0.8
	病院等	0.85
	百貨店等	0.8
	学校等	0.8
	飲食店等	0.85
	集会所等	0.85
	工場等	0.75
非住宅部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満（改正前：2,000 m <sup>2</sup> 未満）	-	1.0

### Ⅲ. スケジュール（予定）

公布：令和6年秋頃

施行：令和8年4月1日